(昭和57年4月1日決裁)

(設置の目的)

第1条 知的障害者相談員は、社会奉仕の精神に基づき知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、市民の知的障害者援護思想の普及に資する業務を行い、もって知的障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

(委託)

第2条 市長は、福祉事務所長の推薦のあった者のうち、適当と認められる者に対し、 担当地区を定めて、第4条に掲げる業務を委託するものとする。

(推薦)

第3条 福祉事務所長は、相談員を推薦しようとする場合は、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実状に精通している者、又は知的障害者の保護者である者から適当と認められる者を推薦するものとする。

(業務)

- 第4条 相談員の業務は、次の各号に定めるものとする。
 - (1)知的障害者の家庭における養育・生活等に関する相談に応じ、必要な指導・助言(福祉事務所、知的障害者更生相談所及び児童相談所が行う専門的な相談指導を除く)を行うこと。
 - (2) 知的障害者の施設入所、就学、就労等に関し、関係機関へ連絡すること。
 - (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
 - (4) その他前号に付帯する業務を行うこと。

(関係機関との連携)

第5条 相談員は、その業務を行うに当たって福祉事務所、児童委員(民生委員)等 の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(服務)

- 第6条 相談員は、次の各号に定めることを厳守しなければならない。
 - (1) 相談員は、その業務を行うに当たっては、知的障害者の人格を尊重し、その身 上及び家族に関する秘密を守らなければならない。
 - (2) 相談員は、その業務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証書を

携行するものとする。

(3) 相談員は、その業務を行うために必要なケース記録、その他帳簿を整理させるものとする。

(業務委託の期間)

第7条 相談員に対して業務を委託する期間は1年とする。ただし、補欠相談員に対 する委託期間は、前任者の残任期間とする。

(業務委託の解除)

- 第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員に対する業務委託を解除することができるものとする。
 - (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 業務を怠り、又は業務上の服務に違反した場合
 - (3) 相談員としてふさわしくない非行のあった場合 附 則
 - この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(昭和63年3月17日決裁)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日決裁)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。